

公益財団法人戸田市水と緑の公社 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成23年5月25日

規程第6号

改正 平成27年9月2日規程第1号 平成29年3月24日規程第3号

平成29年6月16日規程第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人戸田市水と緑の公社（以下「この法人」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、日当その他の職務行為の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第3条 役員報酬は、定款第23条第2項に規定する理事長に対して支給する。

(支給金額)

第4条 前条で定める者に対する報酬金額は、理事長 月額6万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月19日、振込により支給する。

第3章 理事会及び評議員会並びに監査出席謝金

(支給対象)

第6条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、出席謝金を支給する。ただし、理事長及び使用人を兼務する理事には支給しない。

- 2 監事が別途、監事監査を実施する場合も前条に準ずる。

(支給金額)

第7条 出席謝金の金額は、1日あたり11,000円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

2 監事が別途、監事監査を実施する場合も前条に準ずる。

(支給方法)

第8条 前条で決定された金額は、理事会及び評議員会の開催又は監査実施の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 費用弁償

(費用弁償)

第9条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを支払うものとする。なお、役員等における出張に係る旅費等の費用の支払いについては公益財団法人戸田市水と緑の公社旅費規程の規定に準ずる。

第5章 規程の改廃

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成27年規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第1号)

この規程は、平成29年6月16日から施行する。